

第40回鳥取地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和5年12月20日（水）午前10時00分～午前11時30分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

足立珠希、安西儀晃、大島義典、加島滋人（委員長）、笹川修一、佐藤順、西村教子、西村光弘、福本紳二、古田昌己

（事務担当者等）

多田刑事部総括判事、松嶋民事首席書記官、佐藤刑事首席書記官、河村英雄裁判員調整官、松田刑事訟廷裁判員係長、田淵地裁事務局長、河村和行家裁務課長、渡邊家裁総務課課長補佐（書記）

4 議題

- (1) テーマ：裁判員選任手続について
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が、裁判員選任手続に関し説明を行った後、意見交換をした。

要旨は別紙のとおり。

6 次回開催期日等

- (1) 次回テーマ

おって開催される鳥取家庭裁判所委員会で合意があれば、同委員会との合同開催とし、「デジタル化による事務改善」をテーマとして意見交換する予定である。

(2) 次回開催期日

開催候補月を令和6年6月とし、日時については追って指定する。

以 上

(別紙)

○委員長

裁判員候補者へ送付する資料が①から⑬までありますが、分量としてどんな感想をお持ちでいらっしゃいますか。

○弁護士委員A

率直な感想として、ちょっと分量が多いと思います。この資料からすると、9月15日付けで送付されていますが、15日以降に届いて、質問票等の返送期限が2週間後の29日となっていて、この分量とこの内容を通常仕事をされている方が把握し、必要書類を返送するのは結構大変ではないかというのが率直な感想です。

○学識経験者委員B

送付書類の御案内という書面に、添付してある書類について1番から13番まで番号を振ってありますが、人によっては一度読んだ後、しまってしまうということもあるでしょうし、さらに、書類を順番どおりせずにならざるにしまってしまう方も必ずいると思います。実際の添付書類には、1番から13番まで番号が振られていませんし、これが何番だったかをわざわざ見返さないといけないので、それぞれの書類自体に1から13までの番号が振ってあると、このうち、返送書類が4と6だというのが分かりやすく、親切ではないかと思いました。

○学識経験者委員C

とにかく、ばらばらの紙が大量に入ってきて、人間ドックかと思うぐらいの量なので圧倒されてしまいます。また、封筒自体に「裁判所」とか「刑事部」という文言がある時点でびっくりします。「裁判員制度に御理解、御協力を」というふうに書いてありますが、「御協力のお願ひ」などと選ばれたということが暗に分かるよう、お知らせであることを一言入れた方が柔らかい感じになるのではないのでしょうか。

ナビゲーションもありますが、お知らせの紙の情報量があまりにも多いと思います。裁判員候補者は、この封筒をもらった時点で、自分は何をしなければならないのか、それ以降に何があるのか、ということが多分知りたいと思います。そうすると、質問票を返してくださいということ、選任手続の日はこの日ですということ、が最初にわかってもらえればよく、例えば宿泊料や過料というそれ以外のことの詳細については、こちらを見てください、という案内方法でよいと思います。シンプルに、候補者に選ばれたから次は何をしてください、というルートが分かるようにしていただいたほうがよいと思います。

音声コードについても、必要な方は見たら分かるでしょうが、私は、初め見たとき、これで何の情報が吸い取られていくのかと思ってびっくりしました。

馴染みのない方にとってはどんな情報が入っているのか分からないので、郵便を受け取った候補者の方に対する安心材料があるべきだと思いました。

また、辞退できる人、裁判員になれる人、補充裁判員になれる人などのことが旅費等の振込の案内書面などに書いてありますが、それらの違いが分からず、それらの説明についても情報量が多いので、どこかに簡単に書いていただきたいと思いました。

○委員長

今、御質問あった音声コードや送付書類の御案内の旅費等の振込先の届出の下の「ただし」のところですが、補足して何か係から説明できることはありますか。

○事務担当者

音声コードについて説明しますと、こちらは視覚に障害をお持ちの方がテルミーという機器に読み込んでいただくと音声が出る仕組みになっておりまして、全てではありませんが、その機器にかざしていただくと、書面記載の概要と裁判所の連絡先が流れるようになっております。

実際に候補者の方に送付する資料としては、書面のコードがあるところは凸凹になっておりまして、指で触っていただくと、この近くにコードがあるということが分かるようになっていきます。音声コードは視覚に障害をお持ちの方向けに表示をさせていただいております。

○学識経験者委員C

ありがとうございます。とてもいい仕組みだと思いますが、多くの方はこれが何だか分からないと思いますので、その方々が不審に思われないよう、音声コードであることを説明すれば、配慮されていることがとても分かるし、「選任手続について」というところには音声コードと書いてあるので、「選ばれた方へ」の方にも同じように書いておくと、とても親切だと思います。

○委員長

いろんな情報があちこちに分かれているという御指摘と、一度にお送りしてお伝えしなければならないところがあり、紙の種類がどうしても増えますが、その書面相互の関連性について御意見を頂戴しました。

○学識経験者委員D

書類を見ますと、丸や矢印を付すなど、ご苦勞の跡が偲ばれますが、私自身は仕事上でも公文書というのは読みにくく、こういうものだというのはざっくりとして思っております。だから、極端に言うと、どんなに工夫をしても限界というのはあると思います。

一方、今回、裁判員対象年齢が18歳からになりましたが、私の周りで18歳から22歳あたりの方の話を見ると、テレビは見ないし、本も読まない人も多いです。そうすると、ガイダンスのようなものを動画で作成し、QRコードを張りつけて、スマホで見てもらい、最後にこれとこれを出してください、という案内をした方がよいと思います。多分、現在はスマホで回答をしてもらうのは無理でしょうから、

動画で説明し、最後に別紙のこれとこれを提出してくださいという案内をし、これら書面による説明はしっかりと読み込まれる方に備えるという位置付けにし、抜本的に変えた方が理解が進むのではないかと感じました。

○委員長

裁判所も今、デジタル化に取り組んでおり、民事関係から順番に進めていますが、この点はまだこれからという感じです。確かに、今御指摘いただいたように、解説のビデオを視聴するよう案内した上でスマホで回答できるようにすること、人間ドックの申込みを例にとってもユーザーの立場に立つといちいち手で書くのは煩雑だと思いますから、そのあたりを今後のデジタル化の中でどういうふうに取り組んでいけるかということについて御意見を頂戴できたと思います。ありがとうございました。

○学識経験者委員B

送付書類のうち、1枚目のことのみ言いましたが、基本的にこのようなものがあつたら親切だと思うことを申しますと、この送付書類の真ん中の辺に返送いただく書類は4と6です、という記載があり、4番の質問票の※印に「資料の写しを提出される方は」という文面がありますが、一番最初にこれを読んだ時、資料というのは何だろうと思いました。読み進めていくと、おそらく辞退するための証明資料の話だと思いましたが、私は、資料とは何だろうと思ったので、ここももう少しかみ砕いて書いてもらった方がよいと思いました。

1番の裁判員等選任手続の期日のお知らせについては、先ほどお話のあった情報量が多過ぎるという点にも関係してきますが、この過料に処せられることがあるなどという注意書については一緒にするのではなく、危機感というものを持ってもらって返送しなければならないと思われるよう、もうちょっと分かりやすく強調して書いた方がいいと思います。

次に、2番の鳥取地方裁判所へのアクセスについてですが、この地図で示されている鳥取駅前のバス乗り場は、観光客からすごく場所が分かりづらいという指摘があり、鳥取県西部にお住いの方などは北口を出て左側とか、地理的なところも分からないかもしれないので、その辺の説明があった方がいいと思いますし、例えば100円バス以外のバスに乗ったら運賃が幾らになるかとか、キャッシュレスの時代で現金を持ってない人も多いので、キャッシュレス決済の可否とか、そういうことも書いてあると親切だというふうには思います。

さらに、裁判員選任後に、例えば身内が急きょ亡くなるなどの事態が生じた場合、おそらく補充裁判員の方が代わってくださるとは思いますが、その点どうなるのかなどの解説がなく、そういう事項もクエスチョンアンサーなどに記載するのがよいと思います。

質問票の1番に記載のある身分証明書というものが、職業が分かるものという整理でよいのか、運転免許証では何をされているか分からないので、職業が分かるものという整理でいいのかというふうに疑問に思いましたので、その辺の解説もあった方がよいと思いました。また、質問票の回答要領の代筆者の記載例について、「御本人の名前と御本人の印が不要です」という説明がありますが、これがどういう意味か分かりませんでした。自筆できない方のお名前を代筆者が書く必要があるとは思いますが、この言葉が理解しづらく違和感がありました。

10番の介護が必要な家族の候補者の方の案内で、役場、各市役所、町役場、村役場の窓口にお問い合わせくださいと書いてあり、普段から介護をしている人はどこが窓口かというのは分かるかもしれませんが、できれば各役場、市役所の窓口の部署とか電話番号とかが書いてあると、より親切だと思いました。

最後に、ナビゲーションと、この資料に書いてある日当の額について、50円ほどでしたが齟齬があったと思います。

○委員長

「よくある質問」という形で最近の説明書が作られていることが多いと思いますが、そういう形にしてはどうかということが御提案の中にありました。また、御指摘いただいた「御本人のお名前と印が不要」というのは、多分お名前だけ書いていただければ本人さんの印鑑は要らないということを申し上げたかったと思いますが、この文章では分かりにくいということですね。

○学識経験者委員B

名前も要らないのかと受け止められるかもしれません。

○委員長

また、今、御指摘いただいた福祉の関係の連絡先については、冒頭の説明の中で申しあげましたようにホームページではしておりますが、そことリンクしていないということは確かに御指摘のとおりでありまして、そこは工夫する必要があると思っております。ありがとうございます。

○学識経験者委員E

改めて裁判員制度の勉強をさせていただいて、このナビゲーションについては、さすがに最高裁でグループインタビューを繰り返し、いろいろ改善しているということもあって、非常に見やすく、情報量は結構あるものの、裁判員制度の概略が分かり、最後に実際にやってみてよかったという人がこんなに増えたということもあって、結構練れているという感じはしました。

一方、鳥取地裁の書類ですと、非常にお役所的でハードルが高いという感じがしました。仕方がないと思いますが、表現などに色や絵も使うとか、柔らかい表現があるとよいと思います。

情報量が多く、2つの書面に日程に関することが書いてありますが、時刻まで記載されているもの1つだけにし、そこを強調して色をつけるとか、できるだけ情報

量を絞ったほうがよく、見てほしいところを強調すべきだと思います。仕方ないとはいえ、率直に言って、表現が固く、ハードルを感じてしまいました。

先ほど説明を受けて、仕組みは分かりましたが、小さなお子さんがいらっしゃる方や介護の御家族がいらっしゃる方もできるだけ参加いただけるほうが、より多様な意見が反映されるということで望ましいというふうに思うところ、実際どれくらいの方がサービスを受けながら、裁判員としてやっていただけるという点が、どこまで目配せできているのかというところが気になりました。

めぐみ保育園の案内についても、自分で手続をしなければならず、めぐみ保育園さんとどういう協力関係なのか分かりませんが、これまで利用された方がどうか、何人ぐらいいるかというところの把握はできていないということです。こういう制度がありますよと言うだけではなく、こういうサービスを受けつつ、裁判員をやりたいとの方向へ誘う仕組みを作ったり、お問合せ先についても、最後に裁判員係と記載するだけではなく、何でも御相談くださいというような、やってもいいかなという気にさせられるような工夫をした方がいいと思います。

現在の案内ですと、選ばれた方が見て、子供や介護すべき家族がいてもやってみたいという気にはなかなかならないと思いますし、これらのサービス料は自弁していただくという点についても、サービスを受けても参加したいとなるよう、御努力をいただくべきだと思います。

○委員長

ありがとうございました。裁判員経験者のいろんな感想をお聞きしたりすることもあります。そういうときには、裁判員等選任手続期日関係の書類の話とか、先ほどお話しがあった保育施設の感想などについては必ずしも話が出てきていないでしょうか。

○事務担当者

今、鳥取の裁判所で選任手続期日に来られる方は割と多いところ、候補者として参加していただく時間が大体2時間程度でして、候補者の方から個別にお話を伺う機会というのもなく、確認まではできておりません。

一方、裁判員等に選任された方は以後、数回裁判所に来ていただくこととなりますので、時々会話の中で少しお話を伺うことがあります。例えば、子供さんが発熱したので、今日は大変だったというお話が出たりすることは時折はあったと思います。実際、参加していただいた方から、こういったサービスについてのお話があったかという、実際には聞いていませんが、介護や育児をしている方でも一定数の方は御参加はいただいていると考えております。

○弁護士委員F

1枚目の「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が法律上の呼出状に当たるものなのですが、法律上、この書面に必ず記載しなければならない部分というのは、どの部分でしょうか。

○事務担当者

この部分では「裁判員候補者に選ばれた」ということ、「裁判員選任期日にお越しください」ということが法令上の要請になるものと考えております。したがって、本件では11月2日が選任手続期日でしたが、選任手続を行いますということと、期日、場所、こちらに来てくださいということを書いておりますけれども、これらが最低限、記載していなければいけないものと考えております。

最初の御説明でもお伝えしましたように、通常裁判所からお送りする書類については、呼出状というタイトルがついていることが多いと思いますが、そういったところは注意事項の3のあたり、こちらに実際上の法令上の要請に基づく書面であり、といったことを記載させていただいているというところになります。

○弁護士委員F

そうすると、裁判員裁判の日程は1枚目に書いてあって、情報量が多く、何か所にも分かれて記載されているとの指摘がありましたが、この日程は1枚目になくても問題はないということでしょうか。

○事務担当者

その点はそうではないかと考えておりますが、実はこの書類自体、全国で同じシステムを使って作成しているものであり、カスタマイズが難しく、必要な情報を入れて、その中で来てくださるとのお願いの書類としてお送りをしているという形にはなります。

○弁護士委員F

本日、見にくい、情報量が多くて分かりにくい、法律で必要な部分以外もここに記載されているのがややこしいのではないかという意見がありましたので、意見をしかるべきところへ上げて、今後、改善を検討され、フィードバックしていただくことは可能でしょうか。

○事務担当者

そのような御意見については、上級庁に報告し、改善をお願いするということができます。

○弁護士委員F

本日、この委員会で意見も出ておりますので、ここで対応可能なものだけでなく、対応できないものについても意見を上級庁に上げていただけたらと思います。

○事務担当者

呼出状には職務従事期間も記載しなければならないという規則になっておりますので、1枚目の書面の記載事項としては、選任期日、全体の職務従事期間、加えて、その他特に出席しなければならないという事項については、法令の要請するものであることを補足させていただきます。

○委員長

法令の部分とサービスの部分があり、その辺は錯綜する部分はあるところですが、今後のデジタル化とかも踏まえて、いろいろ検討するところの中の一つということになると思います。

○学識経験者委員G

皆さんと同様、文章の量が多いという印象を持ちました。ずっと裁判員裁判を実施され、裁判員の方も様々なケースがあったと思いますが、例えば、小さいお子さんがいらっしゃるとか、お体が不自由な方、それから裁判所の場所が分からないとか、いろんなケースがあると思うので、お知らせとして必要なものは必要となるのではないかと思います。

送付書類に1から13までであると案内があり、そのうち、4と6に四角の囲いがしてあって、これらは返送していただく書類ということですが、最初はなぜ四角になっているのかと思い、書類の下を見たら「返送いただく書類」となっているので、この4の質問票、6の振込先の届出については、「返送していただく書類は4と6です」とあるところを、赤字などにしたら、取りあえずこれとこれを返送すればいいということが分かりやすいと感じました。

○委員長

一応、気持ちとしては四角く囲ってはいるのですが、この書類はモノクロで印刷して送付しているところで、そこどころがアピール度がちょっと足りないかもしれないということなのかもしれません。

先ほど小さいお子さんや介護の関係のお話があったところ、雇用主、上司の皆さんへという書面もあり、これについて何かコメントいただけますでしょうか。

このあたりは、会社の規模によっても対応が違うというのが現実としてあるのでしょうか。大きい会社ですと、もうその辺はシステムとして何か確立しているよう

なイメージでしょうか。

○学識経験者委員D

まず、会社の中では裁判員裁判に参加するという事で特別休暇の制度が定められております。したがって、申請をすれば、それは認められるという形になっております。当然その職場の状況ということにもよるでしょうが、過去で言いますと、私自身、社員から一度、候補者に選ばれたという報告を受けたことがありまして、選任されたら参加をしてきてくださいと申し向けたのが1件と、それから、これは私が上司ではないケースですが、実際に選任手続まで行って、それで裁判所まで行ったというのがありました。そこは非常に繁忙な部署でしたが、これは法律で定められた義務ということで、会社としては繁忙でしたが、行くようにという指導を上司がしました。このように、会社としては制度であったり上司の理解であったりはできていると考えております。

○委員長

ありがとうございます。引き続きどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

例えば、会社の中で初めて詳しく説明する場面において使用する書面に関しては、何か工夫しているところはありますか。

○事務担当者

この書類については、職場への説明の方法についてお問合せをいただくこともありまして、こちらの書類を同封していますと説明をし、これを使って職場での調整に使用していただいたという事案はいくつかあったと記憶しております。

○学識経験者委員C

候補者の方自身がこれを使って説明されるのか、そのまま上司へ提出されるのかは分かりませんが、なぜこの書面のみがきらきらして、しかもこの4つのブロックに分けてあるのかが分かりません。御協力のお願ひというタイトルなので、明快と

した体裁で書くのが相当だと思います。これがなぜ「お願い文書」になっているのかが私には理解ができませんが、普通の文章形態では駄目なのでしょうか。

ほかの書類はすごく堅苦しいのに、何でこれだけこんなふうになってるのか分からないので、普通にお問い合わせする形でちゃんと文書化したほうが良いと思います。全くもってお願いされている気にならないというのが本音です。

話を戻しますが、送付書類の御案内で13番までであるところ、この順番はもう決まっているものではないでしょうか。まず、ナビゲーションを見てくださいからが始まりなので、1番から13番は見てほしい順番にしなければならないと思います。

この順番が本当に正しいのかということと、例えば一部の人に関係があるお知らせものと、全員が必要なものというのは分けて書かなければならないと思います。

返送していただく書類が4、6というように飛んでいると思うので、これはお知らせの部分、これは返信が必要な書類、これはQ&Aというふうに、ちゃんと分けて自分が必ず読まなければならないものが分かるようにしていただきたいと思いました。

この11番の書類については、ちょっと考え直していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長

上司等から裁判員制度の内容について質問を受けた時の説明も併せて入れているというところや、上司や会社へ理解していただきたいことを目立つように書かせていただいたという点で、お願いと情報提供という2つの趣旨がありますが、タイトルが「お願い」ということになっておりますので、受け止めとして少し違うのではないかという御意見ということで承りました。

この説明の順番は何か理由がありますか。

○事務担当者

このようにしなければとまらないというものはないと思いますが、まず選任期日のお知らせについては、法令上の要請に基づくというところもありますので、まずはこれを冒頭にくるべき書類ということで考えております。

それから、②のところですが、実際に裁判員等に選ばれた場合に裁判所に来ていただく日、具体的な時間及び予定している時間帯なども書いてあり、これらについても優先的にお知らせすべき事項であるので冒頭の方に入れております。さらに、先ほど音声コードのお話があったA3書面が、「裁判員候補者に選ばれた方々へ」という書面で、全体を概観していただくための案内書面であるとして冒頭の方に入れています。このように基本的に見ていただきたい順番というところは一定程度考慮して、この順番は決めております。

○学識経験者委員C

ありがとうございます。しかし、選ばれた方々に対してはこの4つの段階をまず踏んでください、ということが一番大事だと思いますので、これが2番目に来るべきであって、この「手続について」というのは、私の感覚からすると、この日行けないから辞退できるのかという程度の参考資料としか思えません。よって、まずこれを読んでくださいと案内すべきです。まず、質問票を提出し、選任期日に来れたら来てください、この作業が必要です、ということが一番重要な情報で、裁判所へのアクセスなどの書類はあまり重要でない情報ですし、これはスマートフォンを利用すると分かると思います。

送られた側からすれば、「私は何すればいいか」ということが一番大事なので、これを1番にさせていただきたくお願いしたいと思います。

○委員長

ありがとうございました。

確かに③のところは、初めにお読みくださいと書いてあり、なかなか難しいとこ

るですね。法令上提供が必要な情報、サービスで提供する情報といろんなものが混じっていると非常に整理を難しくしているところですが、いただいた御意見を踏まえて、検討させていただきたいというふうに思います。

配慮すべき事項として、あるいは現在配慮している事柄について、さらに工夫すべき事項などについて、御意見等いただければと思います。

○学識経験者委員D

昨年から裁判所が工事のために駐車場がないという状況で、一番表のところに敷地内の駐車場は利用できませんとあり、それから鳥取の地図の下には駐車料金は各自での御負担と案内されています。これが裁判の関係者で来られる方が駐車料金を自己負担するというのはまだ理解はできますが、今、裁判所が工事中という状況の中で車で来ても止めれないとなると、少なくとも駐車料金の実費を支給するか、又は、例えばわらべ館や市営片原駐車場の駐車券を用意していますので、お声がけくださいというぐらいのサービスはあってもいいのではないかと思います。

○学識経験者委員C

今の鳥取の現状を考えれば高齢者も多いですし、事情のある方についても配慮されていて、点字翻訳や音声ガイドなど、目の不自由な方に対する配慮をととても気にされていると感じましたが、刑事裁判はまだデジタル化を検討中ということで、この点字翻訳というのは、どこまでしていただけますか。

裁判の資料は全部紙ベースが多いと思いますが、その要約筆記とか手話などを介し、目の不自由でない方はいろんな資料を読み込めるものの、目の不自由な方は、裁判において、自分の資料を点字翻訳とか裁判の流れとか全部対応してくださるものですか。

○事務担当者

この質問票は、選任手続にお越しになる方に対し、こういった形でお手伝いしま

しょうかということで確認させていただくもので、点字翻訳が必要であるということでお知らせをいただきましたら、点字用のプリンターを用意しておきまして、例えば裁判所へ来ていただきたい日時等の情報については点字プリンターを使って改めてお知らせするとか、そういったことは可能だと考えております。

○学識経験者委員C

裁判員等に選任されたときのフォローというのは、どうですか。辞退されるという想定をされているのですか。

○事務担当者

実際どこまで配慮できるかというのは想定し難いところではありますが、可能な範囲で点字などを用意することになると思います。実際の例があるわけではありませんが、基本的に裁判員裁判の場合は法廷において口頭のやり取りを聞いていただいていると理解していただくという審理を心がけておりますので、言語的なものは聞いていただくことによって理解できると考えています。証拠として映像が必要とされる場合は、どのような配慮をすべきかという点について、それを代替するようなものを考える必要はあるとは思いますが。

○委員長

供述調書の朗読とか要旨の告知というような形で口頭でお話しして聞いていただくということなので、図面や映像についてどうするかということになりますね。

○事務担当者

図面や映像を見なければ判断ができないというような場面があった場合に、どう対応するかについて、実際に検討は必要になるかと思いますが、それ以外の場合は配慮できる審理をしております。

○学識経験者委員C

ありがとうございます。様々な方が参加するというのは、とても意義があること

ではありますが、非常に重要な役割でもあるので、この情報量が人によって欠落していくというのは非常に危ないことでもありますから、皆さんが参加できて、しっかり審理できるような環境をつくっていただければと思います。

○学識経験者委員B

この事前にお配りいただいた資料でスケジュールを見ますと、結構連続であり、例えば鳥取県でいうと西部の境港とか米子の人たちが選ばれた場合、日帰りして、また来るというのが一般的な考えですか。

○事務担当者

実際に住んでいる場所にもよりますが、前泊していただいたりとか、連続する場合には宿泊していただいて翌日来ていただいたりとか、そういったこともあります。

○学識経験者委員B

服装については、選任手続の日だけが自由、特に指定はありませんというだけですか。

○事務担当者

まず、選任手続の日は初めて裁判所に来られる方がほとんどで、どんな格好で行ったらよいかという質問もありましたので、このような記載をしているのではないかと考えております。裁判のときにも基本的には同じで、例えばスーツ着用で来てください、などとお伝えしているわけではありません。

○学識経験者委員B

極端な例かもしれませんが、ジーンズのような服装で来られる人はいましたか。

○事務担当者

ジーンズの方がいらっしゃったかどうかは記憶にありませんが、ラフな格好でいらっしゃる方もおられました。

○委員長

それでは、本日は貴重な御意見をいろいろありがとうございました。今後の運営において、検討材料として使わせていただきたいと思います。